

次期総合計画調査特別委員会資料

次期総合計画概要説明

平成26年3月14日

企画総務部 企画総務課

I 滝沢市がめざす次期総合計画のポイント

環境が変化し、税金による行政サービスが福祉サービス中心となる中、市民が幸せに暮らすため、市民みんなで取組む、「幸せ実感滝沢市」をめざします。

少子高齢化・人口減少

地域の担い手増

現在⇒未来



社会福祉
費増

税収
減



行政サービス
選択

生産年齢人口の減・産業の空洞化

人との関わり



健康



収入・仕事

～市民みんなで取組む～
幸福感

これからの滝沢市での生活

～政策で取組む～
暮らしやすさ



セーフティネット

インフラ整備



Ⅱ 滝沢市総合計画の基本的考えの変遷

- **1988年滝沢村総合計画(～1995年)**
 - *行政運営推進の根幹
 - *協力と積極的な参加
 - *国及び県に対する要望的な性格
- **1995年滝沢村第4次総合計画(～2005年)**
 - *行政運営の基本指針
 - *村民等の活動指針
 - *国、県への要請指針
- **2005年滝沢村第5次総合計画(～2015年)**
 - *地域の将来像を明確にし、地域の方向性や課題を地域のみんなで共有する
 - *地域内での役割分担を進め、地域のみんなで地域の将来像の実現と地域課題の解決をすすめる
 - *行政としての考え方や役割を明確にし、村行政として戦略経営を進める
- **2015年次期総合計画策定方針(～2023年)**
 - *住民自治日本一を目差す地域社会計画
 - *住民主体による地域づくり
 - *幸福感を育む環境づくり、社会関係資本の醸成と絆のセーフティネットの確立

行政主体

行政主導

住民協働

住民主体



Ⅲ 滝沢市の住民自治の考え方(ルール編)

～市民が公共を考える仕組み～

縦割り行政の歴史
国からの指導監督



ホーム・ルール・チャーター制度(米国)

市民が州から独立した自治権を持つ

主な規定内容

自治体の創設

組織の決定

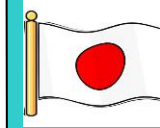
事務の決定

財政の決定

市民参加制度

日本の憲法制定等に影響

日本国憲法・地方自治法(既存の制度)



既存

各種法令
行政サービス



法定受託事務・自治事務

新

滝沢市自治基本条例

第4条 市民憲章

第5条 めざす地域の姿

住民活動ルール **新**

議会基本条例 **新**

行政活動ルール **新**

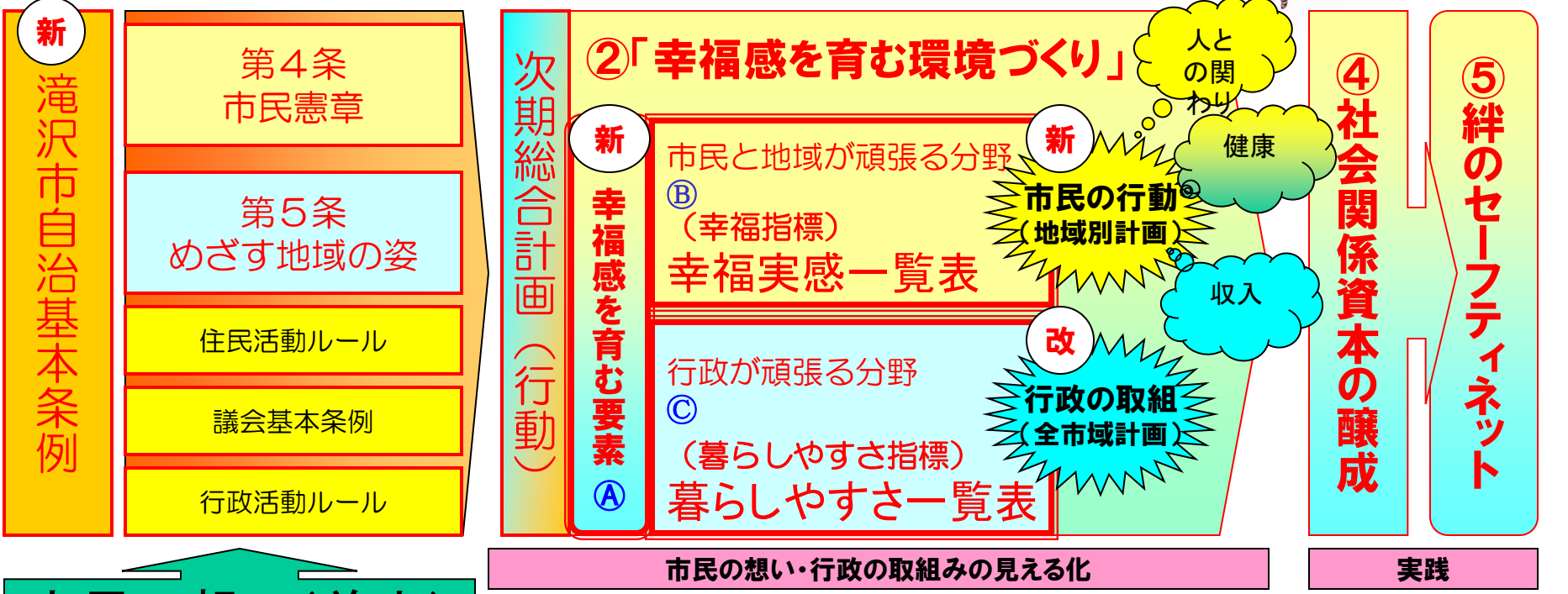
次期総合計画(行動)

①市民主体(地域の想い) **新**

※滝沢市は、住民自治を意識した仕組みの構築に取り組んでいます

IV 滝沢市の住民自治の考え方(行動編)

～「幸福感」をいただくための市民と行政の行動～



市民の想い(前文)
幸福・住民自治日本一

新 幸福感を実感できる滝沢市

- 次期総合計画策定方針の「5つの基本的考え」
- ① 住民主体の自治を基本とします。
 - ② 幸福感を育む環境づくりを使命とします。
 - ③ 選ばれ続ける自治体を目指すべき姿とします。
 - ④ 社会関係資本の醸成を手段とします。
 - ⑤ 絆のセーフティネットの確立を課題とします。

③ 選ばれる滝沢市

活発な住民自治活動へ
 << 住民自治日本一 >>

※滝沢市が考える「住民自治日本一の市」とは、「住民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福感」を日本一実感できるまち」と仮定します。

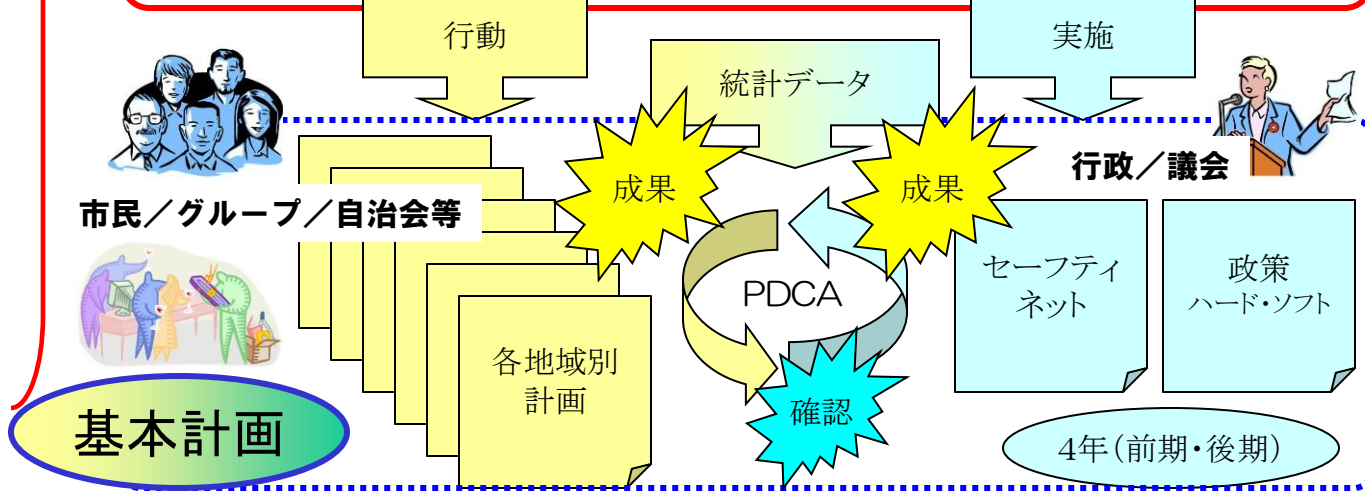
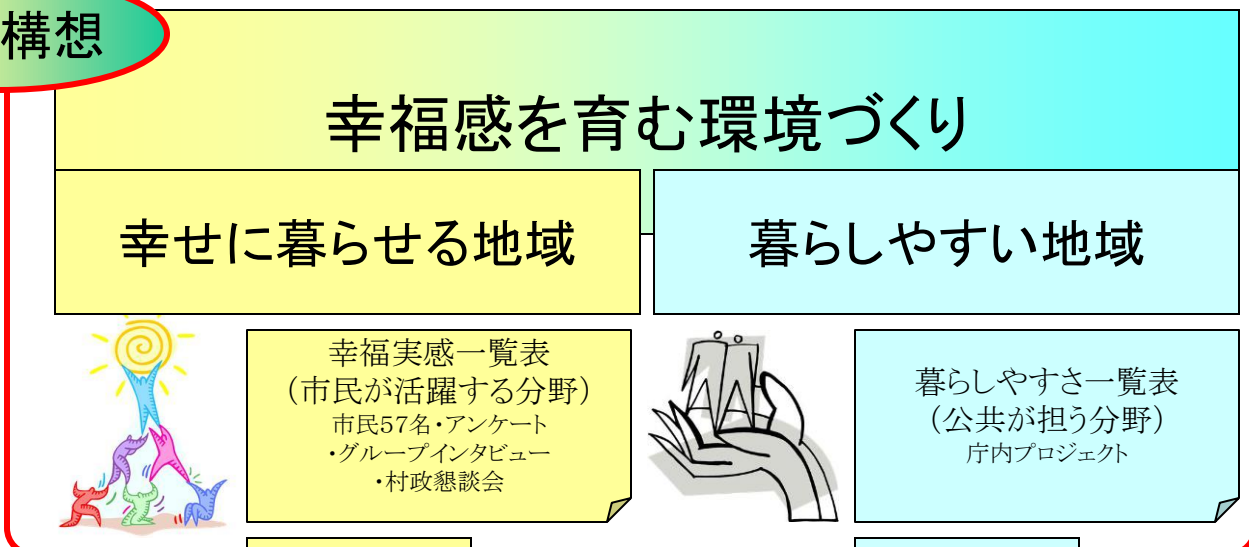
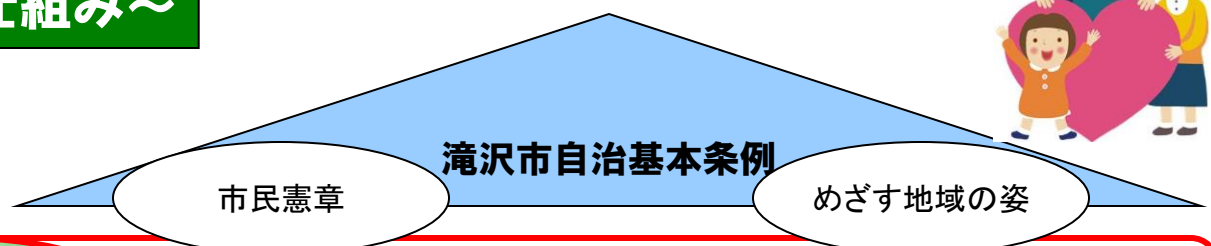
※滝沢市は、幸福感から生まれる住民自治に取り組めます

V 次期総合計画の構成 ～基本構想実現のための仕組み～



- 序論**
 - ・必要性
 - ・構成と意義
- 将来像**
 - ・現状
 - ・幸福感を育む環境づくり
- 将来像に向けた取組み**
 - ・滝沢市の地方自治
 - ・幸福実感指標
- 市域全体計画**
 - ・行政計画（ハード・ソフト）
- 地域別計画**
 - ・地域別市民活動計画
- 盛岡広域の滝沢市**
 - ・広域連携
- 土地利用計画**

基本構想



基本計画

市民/グループ/自治会等

行政/議会

各地域別計画

セーフティネット

政策ハード・ソフト

4年(前期・後期)